

学生を主人公にした大学づくりに向けて part11

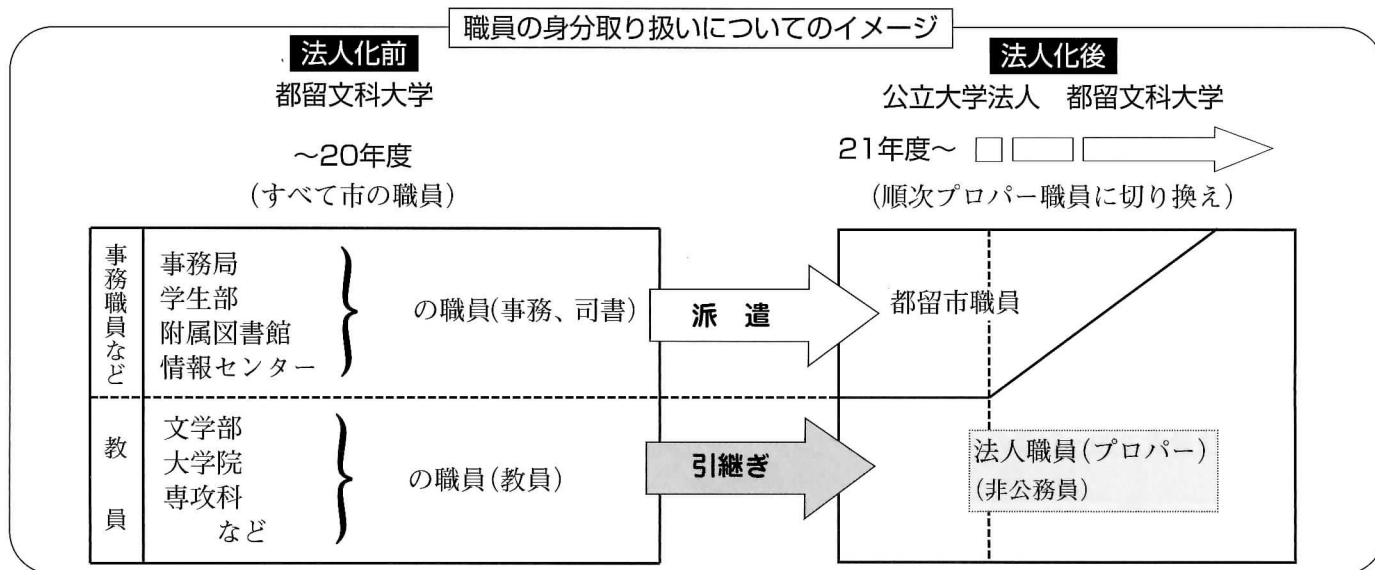
法人化後の職員の引継ぎや財産の移管について



平成21年4月の法人化後は、専門的な業務に関する知識・経験などを有する方を法人職員として順次採用し、大学運営や学生に対する支援を強化していきます。

○職員の引継ぎ

現在の大学の教職員はすべて市職員ですが、法人化後において教員は非公務員となり、法人へ引継がれ法人職員となります。事務職員などは当面、市から職員を派遣しますが、計画的に法人職員へ切り替え、大学事務、経営の専門的業務のプロパーを育成し、学生に対する支援の強化を図ります。



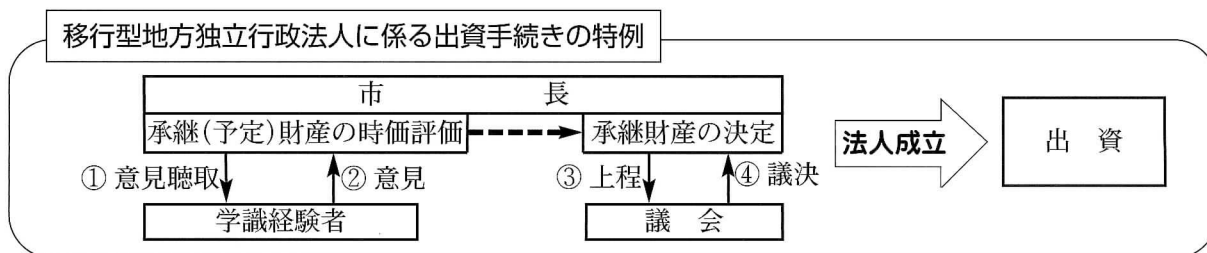
法人職員になることで、大学業務の専門的知識やノウハウがこれまで以上に蓄積され、より魅力ある大学になりそうですね。

また、法人が業務を確実にこなせるよう、市は、土地や建物など必要な財産を出資したり譲与したりするんですね。



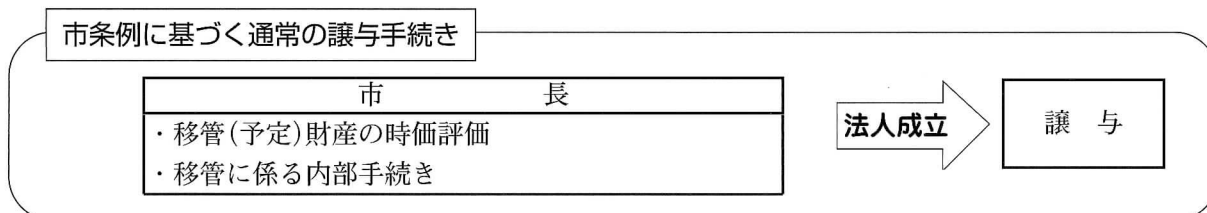
○出資による財産移管

地方独立行政法人法の規定により、市長が定めた承継財産(土地・建物)は、議会の議決を経て法人成立と同時に出資します。



○その他の財産の移管

現在、大学で管理している一部の土地・建物(耐用年数経過等により出資になじまないものなど)や構築物、物品、消耗品などは、法人成立と同時に、市条例により譲与します。



問合せ先 政策形成課 政策担当